

総合評価点算定基準（標準型 土木関係）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、以下すべてを満たす者について、次の算式により算定する。

- ①入札書が無効でない者
- ②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）
- ③施工計画（配置予定技術者）評価項目の点数の合計が0点でない者
- ④施工計画（配置予定技術者）の評価項目に未記入がない者

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

2 価格点の算定方法

- (1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = 80 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

[小数点以下第4位を四捨五入]

ただし、入札価格が低入札価格調査制度実施要領に定める低入札調査基準価格を下回り、失格基準価格以上（失格基準価格が設定されている場合に限る。）であった場合、価格点は低入札調査基準価格により算出される値と同値とする。

- (2) 入札価格は各入札者の入札金額とし、入札価格及び予定価格は、いずれも消費税を含まないものにより算定する。

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は20点満点とし、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）について、標準型一表1に示す評価点算定基準に基づき算定した評価点の合計とする。

なお、特定建設工事共同企業体（JV）の場合、評価点の算定は各企業（代表者、構成員）の評価点に出資比率を乗じて算出するものとする。

$$\text{評価点} = [(\text{代表者の評価点} \times \text{代表者の出資比率}) + (\text{構成員の評価点} \times \text{構成員の出資比率})]$$

標準型総合評価落札方式（土木関係） 評価点算定基準

【評価項目】

標準型一表 1

評価項目	配点	評価基準	評価点
①企業の工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去5年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	3. 0点	80点以上	3. 0点
		65点を超え80点未満	(平均値-65) × 3.0 / 15 点 〔小数部以下第4位四捨五入〕
		65点以下	0点
②企業の施工実績 評価対象工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「4の(1)」の要件による。	3. 0点	複数の実績あり	3. 0点
		実績あり	1. 5点
		実績なし	0点
③配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を監理(主任)技術者又は現場代理人として施工した経験により評価する 評価対象工事は、「4の(2)」の要件による。	2. 0点	監理(主任)技術者として実績あり	2. 0点
		現場代理人として実績あり	1. 0点
		実績なし	0点
④地域内拠点の有無 本店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	0. 7点	県内に本店がある	0. 7点
		県内に営業所がある	0. 2点
		なし	0点
⑤災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	0. 3点	認定あり	0. 3点
		認定なし	0点
⑥県内企業の下請活用 <u>1件100万円以上</u> の県内企業との1次下請負契約の金額が1次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	0. 7点	下請負の80%以上の金額を県内企業が占める場合	0. 7点
		下請負の50%以上80%未満の金額を県内企業が占める場合	0. 4点
		上記以外	0点
⑦建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	0. 3点	活用の申告あり	0. 3点
		活用の申告なし	0点
⑧ 施工計画（配置予定技術者）の評価 標準型一表2の評価項目について、ヒアリングにより評価する。	10. 0点	A	10. 0点
		A'	8. 0点
		B	7. 0点
		B'	6. 0点
		C	5. 0点
		C'	4. 0点
		D	3. 0点
		D'	2. 0点
		E	1. 0点
		施工計画（配置予定技術者）の評価項目の点数の合計が0点、又は、評価項目に未記入がある場合	欠格
合 計	20. 0点		

※⑥において「1次下請負契約」とは元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。

※⑥において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。

※⑥において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。

※⑥において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80%以上の場合の評価点は0.7点とする。

※⑧施工計画（配置予定技術者）の評価基準、評価者については、下表（表－1、表－2、表－3）のとおりとする。

■ 評価基準の決定

〔評価者が4人の場合〕表－1

評価基準	【施工計画(配置予定技術者)の評価項目】標準型―表2の合計点数		
	3項目の場合	4項目の場合	5項目の場合
A	46点以上～48点	61点以上～64点	76点以上～80点
A'	42点以上～46点未満	56点以上～61点未満	70点以上～76点未満
B	35点以上～42点未満	48点以上～56点未満	60点以上～70点未満
B'	28点以上～35点未満	38点以上～48点未満	47点以上～60点未満
C	20点以上～28点未満	26点以上～38点未満	33点以上～47点未満
C'	13点以上～20点未満	16点以上～26点未満	20点以上～33点未満
D	6点以上～13点未満	8点以上～16点未満	10点以上～20点未満
D'	2点以上～6点未満	3点以上～8点未満	4点以上～10点未満
E	1点以上～2点未満	1点以上～3点未満	1点以上～4点未満
欠格	0点 評価項目に未記入がある		

〔評価者が5人の場合〕表－2

評価基準	【施工計画(配置予定技術者)の評価項目】標準型―表2の合計点数		
	3項目の場合	4項目の場合	5項目の場合
A	57点以上～60点	76点以上～80点	95点以上～100点
A'	52点以上～57点未満	70点以上～76点未満	87点以上～95点未満
B	45点以上～52点未満	60点以上～70点未満	75点以上～87点未満
B'	36点以上～45点未満	47点以上～60点未満	59点以上～75点未満
C	24点以上～36点未満	33点以上～47点未満	41点以上～59点未満
C'	15点以上～24点未満	20点以上～33点未満	25点以上～41点未満
D	8点以上～15点未満	10点以上～20点未満	13点以上～25点未満
D'	3点以上～8点未満	4点以上～10点未満	5点以上～13点未満
E	1点以上～3点未満	1点以上～4点未満	1点以上～5点未満
欠格	0点 評価項目に未記入がある		

■ 評価者の決定 表－3

評価者	役 職
評価者 A	群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。
評価者 B	
評価者 C	
評価者 D	
評価者 E	
予 備 (上記評価者不在の場合)	

※評価者の人数は4～5人とする。

【施工計画(配置予定技術者)の評価項目】

標準型一表2

評価項目（例）	評価内容（例） ※工事の特性に応じて内容を追加	評価 区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	評価者 D	小計
①工事上の留意点、 現場の安全確保	・ 工事の精度を確保するための方針 ・ 施工時の安全確保対策	V	4点					
		IV	3点					
		Ⅲ	2点					
		Ⅱ	1点					
		I	0点					
②工程の遵守	・ 工程を遵守するための施工計画	V	4点					
		IV	3点					
		Ⅲ	2点					
		Ⅱ	1点					
		I	0点					
③工事資材の 品質確保	・ 工事資材の不具合発生抑制対策 ・ 使用工事資材の耐久性向上の工夫	V	4点					
		IV	3点					
		Ⅲ	2点					
		Ⅱ	1点					
		I	0点					
④工事対象物の耐久 性向上	・ 工事対象物の耐久性向上の取り組み	V	4点					
		IV	3点					
		Ⅲ	2点					
		Ⅱ	1点					
		I	0点					
⑤設計図書の照査方 法及び照査体制	・ 照査方法 ・ 照査体制 ・ 配置予定技術者に対する企業のバックアップ体制等	V	4点					
		IV	3点					
		Ⅲ	2点					
		Ⅱ	1点					
		I	0点					
小 計								
合 計								

※工事にあたり、技術的に重視すべき内容を3～5項目設定する。

※施工計画・技術提案の配置予定技術者の理解度及び監理能力について、各評価項目で評価する。

※施工計画（配置予定技術者）の評価項目についてはV～Iの5段階により評価するものとし、未提出又は全ての提案が不適切であるものは、欠格とする。

■「標準型一表2」における「評価区分」と「評価の目安」は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 「V」 | 標準的な施工計画より非常に優れた内容である。 |
| 「IV」 | 標準的な施工計画より優れた内容である。 |
| 「III」 | 標準的な施工計画と同等の内容である。 |
| 「II」 | 標準的な施工計画より劣る内容である。 |
| 「I」 | 標準的な施工計画より非常に劣る内容である。 |

4 価格以外の評価項目における評価対象工事は、次の条件に該当する工事とする。

(1) 評価算定基準「標準型一表1」②企業の施工実績

(例：適時内容を変更して使用すること。原則、過去10年間とする。)

(例文)

国内において、平成〇〇年4月1日から令和〇年3月31日までに完成引き渡しが完了した、「工事対象物名」を工場製作と現場工事を一体で施工し、元請（単体又は共同企業体の場合は代表者）として××型で施工した実績がある者。

ここでいう評価対象工事とは、a)「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項に定める公共工事、b)国、特殊法人等、地方公共団体が事業主体となり、委託発注した工事、c)地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事とする。

(2) 評価算定基準「標準型一表1」③配置予定技術者の施工経験

(例：専任の配置予定技術者に求める内容として使用する。原則、過去10年間とする。)

(例文)

国内において、平成〇〇年4月1日から令和〇年3月31日までに完成引き渡し完了した、「工事対象物名」の現場工事（※専任の監理(主任)技術者又は現場代理人を要する内容のみに限定）を元請（単体又は共同企業体の場合は代表者）として××型で施工した実績がある者。

ここでいう評価対象工事とは、a)「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項に定める公共工事、b)国、特殊法人等、地方公共団体が事業主体となり、委託発注した工事、c)地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事とする。

5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。

この場合、施工計画は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の施工計画の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。

(2) 工事成績評定については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までに竣工した△△工事（■■工事）とする。

なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。

(3) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。

該当する場合は、認定書の写しを添付すること。

(4) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は、様式第14号を添付すること。

なお、活用の申告を行いながら、実績として全く活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。

(5) 施工計画については、配置予定技術者の技術力、施工計画・技術提案の理解度及び監理能力に着目し、評価を行うものであり、当該技術者に対するヒアリングを行い評価する。